

こども誰でも通園制度

1. 制度概要について

1. 目的

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化すること

2. 実施主体

実施主体は、市町村

※市町村は、適切に本事業を実施できると認めた者に委託等を行うことができる。

3. 対象となる子ども

保育所、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月から満3歳未満のこども

※認可外保育施設に通所する子ども：対象／企業主導型保育施設に通う子ども：対象外

4. 利用可能時間

こども1人当たり、月10時間を上限とする

5. 利用料金

こども1人1時間あたり300円程度

2. 事業の全体像について

1. 認可手続き

認可手続、市町村児童福祉審議会等への意見聴取を経て、設置認可を受けた上で開所。



2. 実施方法

(ア) 余裕活用型、(イ) 一般型 (在園児合同実施、専用室独立実施、独立施設実施)

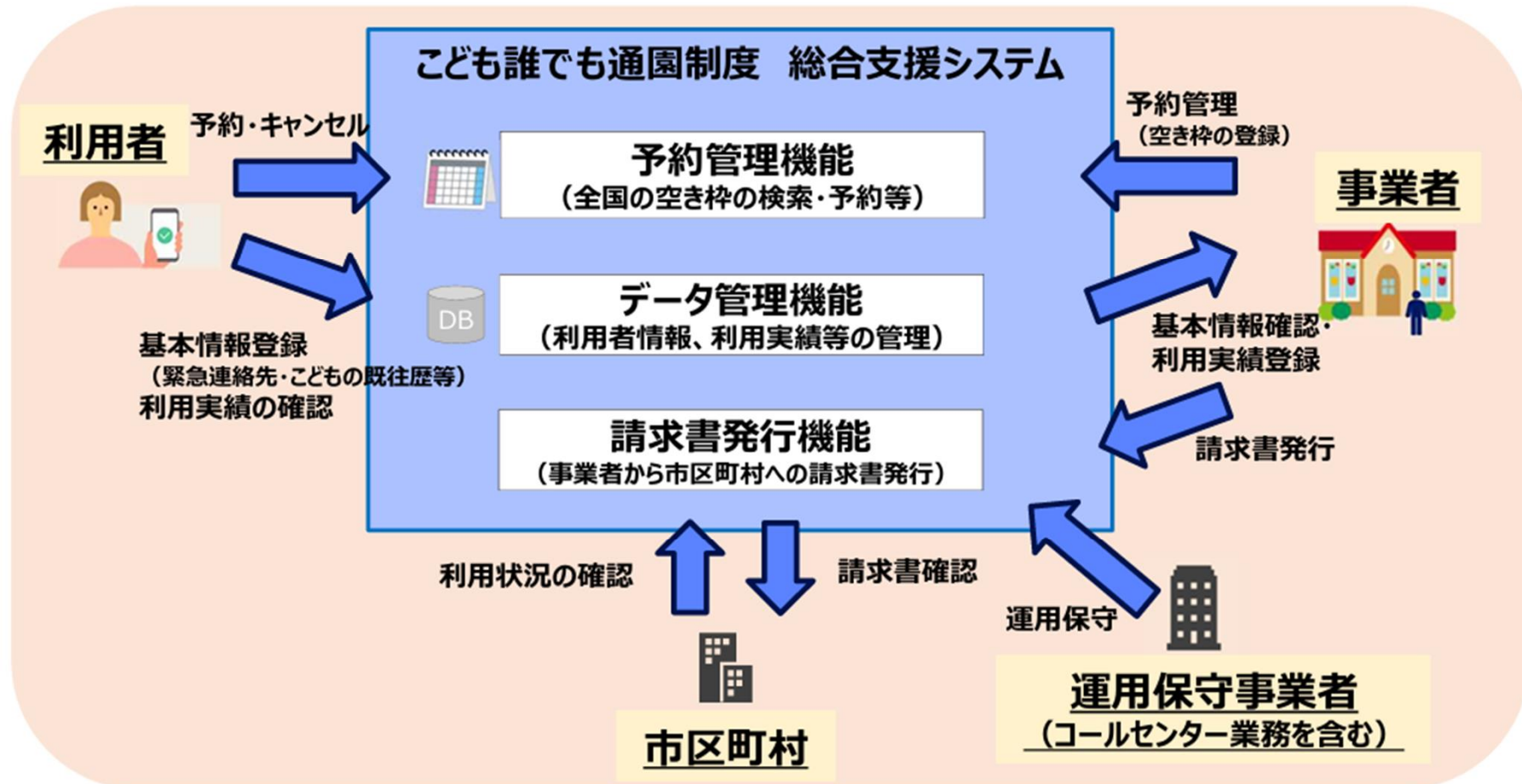
3. 利用パターン

定期利用：利用する事業所を限定して登録したり、さらに利用する曜日や時間帯を固定したりするなど、特定の事業所を定期的に利用する形

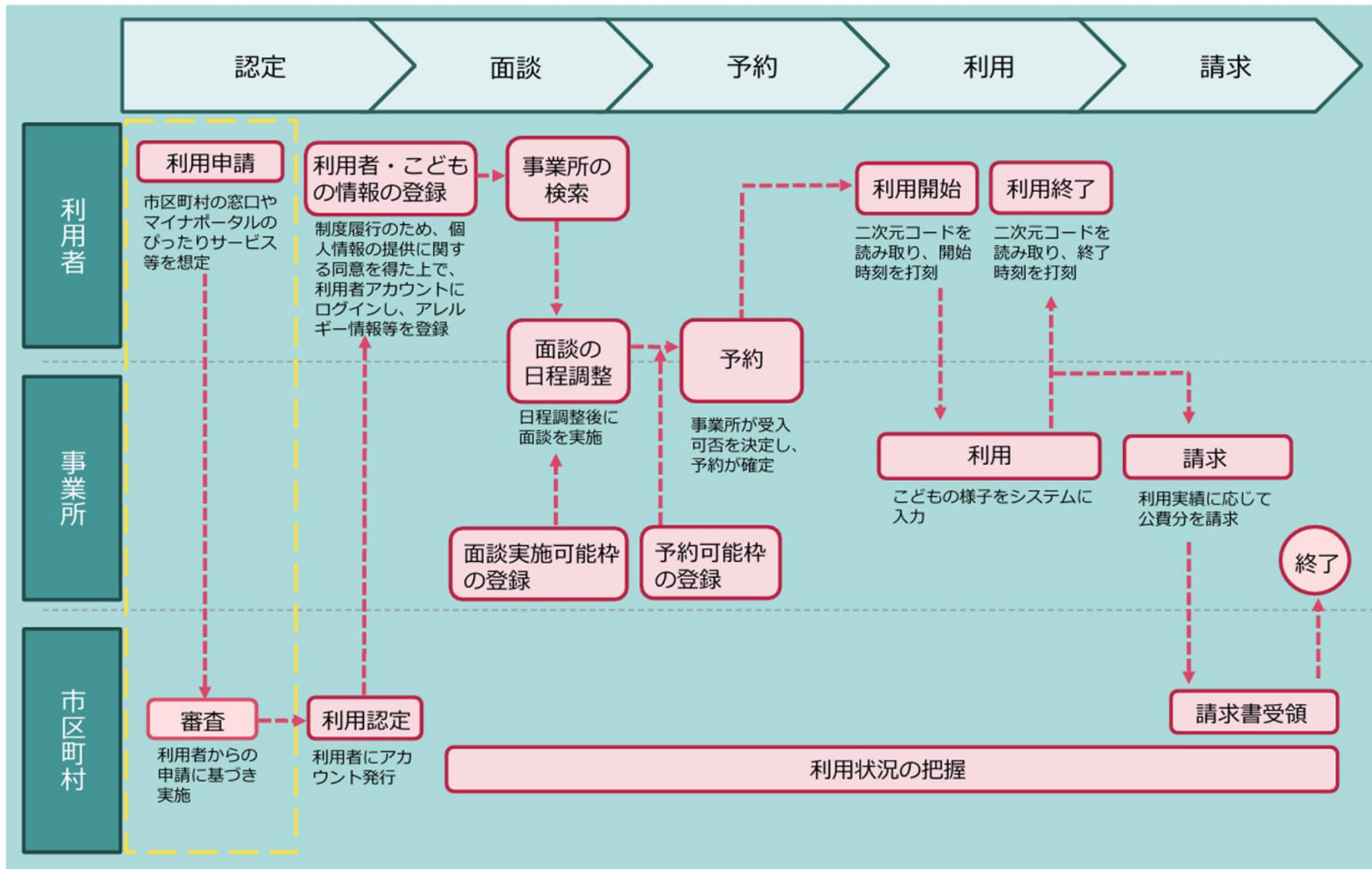
柔軟利用：利用する事業所、月、曜日や時間を固定せずに、定期的でない柔軟な利用をする形

3. 誰でも通園制度総合システムの概要

- 制度の円滑な利用やコスト・運用の効率化を図るため、各市区町村・事業者・利用者が利用可能。
- 本システムにより、利用者は空き情報の検索や予約、事業者は予約管理や利用実績等のデータ管理・自治体への請求書発行、市区町村は利用状況の確認や請求書の確認などを行うことができるようになる。
- 都道府県は管轄する市区町村の利用に関する統計情報を閲覧することができる（個人情報の閲覧はできない）。



4. 通園制度総合支援システムのイメージ



は、R7の総合支援システム範囲外であるが、次年度以降の機能改修において、実装できるか検討。